

「市民マナー条例」にご協力を



平成19年6月1日、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称「市民マナー条例」)を施行しました。この条例は、路上喫煙や夜間花火などを禁止し市民の皆様の清潔、安全、快適な生活環境を確保することを目的としています。条例の目的をご理解いただき皆様のご協力をお願いします。条例の主な内容は、次のとおりです。

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

歩きタバコ禁止



- 【市内全域・歩行喫煙の禁止】
道路・公園・広場などの公共の場所では、歩行中や自転車の乗車中の喫煙を禁止しています。
- 【喫煙禁止区域内の喫煙禁止】
特に人通りが多く、歩行喫煙によるやけどなどの危険性が高く、また受動喫煙やたばこの煙の臭気などで迷惑となる地区を、地元自治会などと協議し、「喫煙禁止区」に指定しています。「喫煙禁止区域内」では、歩行喫煙はもちろん、指定喫煙場所以外での喫煙を禁止します。違反した場合は、過料(二千元)を科します。
- 【市内全域・たばこの吸殻や空き缶などのポイ捨て禁止】
海岸・河川・公園・広場などの公共の場所では、たばこの吸殻や空き缶などを、投げ捨てたり放置することを禁止します。
- 【市内全域・夜間花火の禁止】
海岸・河川・公園・広場などの公共の場所では、夜間(午後九時から午前六時までに)花火をすることを禁止します。

- 【禁止している花火】
回転することを主とする花火
走行することを主とする花火
飛ばしよつすることを主とする花火
打ち揚げることを主とする花火
爆発音を出すことを主とする花火
なお、線香花火など手持ちの花火は禁止対象外です。
- 【市内全域・ふんの放置等の禁止】
犬の飼い主などは、道路・公園・広場などの公共の場所、犬を散歩・運動させるときは、常に鎖などで制御しなければなりません。また、道路・公園・広場などの公共の場所、ふんを排泄した場合は、そのふんを回収しなければなりません。犬を散歩・運動させるときは、ふんを回収するための容器などを用意し、まちを美しく保つよう心がけましょう。

- 【市内全域・落書きの禁止】
道路・公園・広場などの公共の場所や他人が所有する建築物などに落書きをすることを禁止します。
- 【回収容器の設置および管理】
缶などの容器に収納した飲食物を自動販売機により販売する事業者は、回収容器を設置し、その容器を適正に管理してください。
- 【罰則】
道路・公園・広場などの公共の場所で夜間花火をした者、たばこの吸殻や空き缶などをポイ捨てした者、鎖などで制御しない、ふんを回収しない犬の飼い主等、落書きをした者に対しては、その行為の中止などを勧告または命令をします。その命令に従わない者は、十万円以下の罰金を科します。

- 【美化推進員】
この条例の目的を達成するための啓発活動などに取り組むために、各自治会から推薦いただいたかたを美化推進員さんとして委嘱しています。歩行喫煙の防止などには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。美化推進員と連携し、清潔で安全・快適なまちづくりにご協力ください。



マナーを守って美しい芦屋を！

犬や猫などの適正な飼育・管理を

「芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例」で、愛がん動物の適正な飼育および管理について定めています。

ペットのふん尿・鳴き声などで、周囲に迷惑をかけていないか点検し、マナーを守った飼い方を心がけるようにしてください。

また、猫については家の中で飼うようにし、外に出すことによるストレス、たとえば猫同士のけんかや伝染病の感染、交通事故にあうことのないように守ってやりましょう。



《芦屋動物愛護協会からのお知らせ》

全国の自治体に収容される犬や猫の数は、毎年約42万匹にものぼり、約16万匹の犬と約24万匹の猫が殺処分されています。

【殺処分を減らすために私たちにできること】

安易に飼わない(衝動買いをしない) 終生飼えるか家族で十分に検討する
不妊手術を施し、繁殖させない 首輪には、電話番号を書いた迷子札・鑑札などをつける 迷子になったらすぐに捜し、関係機関や動物病院へ連絡する
飼えなくなっても絶対に捨てない(犯罪行為です) 猫は完全室内飼いにする
犬の行動心理と、しつけについての知識を持つ

【迷子になった(保護した時)ときの連絡先】

- ★市環境課 ☎38-2050
- ★芦屋警察署(会計課) ☎23-0110
- ★兵庫県動物愛護センター ☎06-6432-4599
- ★隣接市の警察署と動物管理センター



【犬・猫の引き取り制度】

県の動物愛護センターでは、犬や猫の引き取り制度を実施しています。飼えなくなった動物でも、絶対に捨てずにこの制度を活用してください。また、動物愛護センターや民間の愛護団体などで、新しい飼い主を求めている犬や猫がいます。新しく飼い主になろうと考えているかたも、ご活用ください。かえって、子犬や子猫から飼うよりも、しつけの面などで楽な場合もあります。
★兵庫県動物愛護センター☎06-6432-4599(〒661-0047 尼崎市西昆陽4-1-1)

【野良猫と、平和に共生できる社会を目指して】

野良猫の避妊手術をせずに餌だけやっていると、野良猫がネズミ算的に増えてしまい、ついには近隣住民とのトラブルに発展したりします。こんなときには、お早めに芦屋動物愛護協会へご相談ください。手術のための捕獲と、病院搬送のお手伝いもします。

手術を終えた野良猫には、耳に「字カット」の印を入れてあります。一代限りの命で、繁殖はできません。そんな猫の存在を同じ街に住むものとして受け入れ、迷惑に思っているかたがたと野良猫との平和的共存ができる社会を作っていくたいと願っています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 動物愛護協会事務局 ☎33-2033(経済課内)

死獣の引き取り

- 手続き 開庁日:午後3時30分までに環境課(38-2050)へ。閉庁日:市役所(31-2121)へ。持ちこみの場合は、開庁日の午前9時から午後5時(正午から午後0時45分を除く)に環境課へ
- 用意するもの 飼犬の場合は、犬の鑑札と最新年度の狂犬病予防注射済票(引き取り、持ち込みとも)
- 引き取り 開庁日:午後3時30分から5時までに職員が引き取りに伺います。閉庁日:土・日曜日の場合は、月曜日の午後3時30分から5時までに引き取りに伺います。長期休日(大型連休または年末年始など)の場合は、別途広報でお知らせします。
- 費用 <飼主のいる動物>大型犬等1匹3,000円 / 中型犬等1匹2,500円 / 小型犬等1匹2,000円 飼主のいない動物は無料

問い合わせ 環境課 ☎38-2050